入　札　説　明　書

平成３０年度日本国内における大気・降水中の
水銀モニタリング調査業務

［全省庁共通電子調達システム対応］

環　境　省

は　じ　め　に

平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務の入札等については、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．契約担当官等
支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長　三宅　俊一

２．競争入札に付する事項
（１）件名　　平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務
（２）特質等　　別添仕様書による。
（３）業務期間　　平成３０年４月１日から平成３１年３月２９日
（４）業務場所　　熊本県水俣市浜４０５８－１８
国立水俣病総合研究センター
（５）入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
ア．入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
イ．落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
（６）入札保証金及び契約保証金　免除

３．競争参加資格
（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
（４）平成２８・２９・３０年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の中で営業品目「調査・研究」において、開札時までに「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
（５）別紙の業務請負条件を満たした者であること。
（６）環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

４．契約条項を示す場所等

〒867-0008　熊本県水俣市浜４０５８－１８

国立水俣病総合研究センター総務課経理係　辻　勇

電話0966-63-3111　ＦＡＸ0966-61-1145

５．競争参加資格の確認

本件入札に参加する意思がある者は、次に従い、別記様式１の入札参加表明書及び別添１の一般競争参加資格確認書類を提出すること。なお、期限までに表明書を提出しない者は、本競争に参加することができない。

①受領期限：平成３０年３月７日（水）１２時まで。

②提出方法：電子調達システム、４．の場所に持参、または託送（書留郵便等の配達の記録が残る者に　限る。以下同じ。）により提出すること（提出期限必着）

※電子調達システムにて入札を予定している者は、必ず同システムにて入札参加書を提出すること。

６．入札説明書等に対する質問

（１）この入札説明書等に対する質問は、次に従い書面により提出すること。

①提出期限：平成３０年３月５日（月）１２時まで。

②提出場所：上記４．に同じ。

③提出方法：書面は持参、ＦＡＸまたは託送により提出すること（提出期限必着）。

（２）回答書は、平成３０年３月６日（火）１７時までにＦＡＸにて全ての入札参加者に回答する。

７．競争執行の日時、場所等

（１）入札・開札の日時及び場所

日時　　平成３０年３月９日（金）１４時００分

場所　　国立水俣病総合研究センター内会議室

熊本県水俣市浜４０５８－１８

（２）入札書の提出方法

ア．電子調達システムによる入札の場合

環境省入札心得に定める様式２を提出し、その後、入札書を（１）の日時までに提出するものとする。

イ．書面による入札書の場合

環境省入札心得に定める様式３による書面を平成３０年３月７日（水）１２時までに提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式１による入札書を（１）の日時及び場所に持参すること。電話、ＦＡＸ、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ．入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（３）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札

書は無効とする。

８．落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするときがある。

９．暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

１０．その他

（１）入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表する。

（２）電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

全省庁共通電子調達システムホームページアドレス https://www.geps.go.jp/

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記４の場所に連絡すること。

（３）契約締結日までに平成３０年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

◎　添付資料

・別紙１　業務請負条件
・別紙２　環境省入札心得
・別添１　契約書（案）
・別添２　仕様書

（別記様式１）

平成　年　月　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター
　　総務課長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

入札参加表明書

　平成３０年２月２０日付で公告のありました平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務に係る入札の参加を表明いたします。

担当者）
所属部署：
氏名：
TEL ／ FAX：
E-mail：

（別紙１）

平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務

平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務については、テクラン社製自動形態別水銀測定装置もしくはそれと同等の機能を有する装置を有し、且つ同装置を用いたモニタリング調査に係る高い専門性の確保が必要となる。
以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

（１）提出書類（別添様式）
① 平成２８・２９・３０年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し。
② テクラン社製自動形態別水銀測定装置もしくはそれと同等の機能を有する装置を有する者であることを証明する書類。
③ テクラン社製自動形態別水銀測定装置もしくはそれと同等の機能を有する装置を用いて大気中のガス状金属水銀及びガス状水銀化合物、並びに粒子状水銀を１年以上継続的にモニタリングした経験を有することが確認できる書類（契約書及び仕様書の写し)。

（２）提出期限等
① 提出期限
平成３０年３月７日（水）１２時
② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
入札説明書４に同じ
③ 提出部数
１部
④ 提出方法
電子入札システム、持参又は郵送（提出期限必着）による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。
⑤ 提出に当たっての注意事項
ア 持参する場合の受付時間は、平日の９時から１７時まで（１２時～１３時は除く）とする。
イ 郵送する場合は、封書の表に「平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務に関する業務請負条件書類在中」と明記すること。
提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件書類は、無効とする。
ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る書類は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
カ 提出された業務請負条件に係る書類は、国立水俣病総合研究センターにおいて、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（３）審査結果の回答
平成２９年３月８日（木）１７時
なお、審査結果通知書の発出にあたっては、原本の郵送に先行して指定された宛先にＦＡＸによる事前送信を行う。

（別添様式）

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務
に関する業務請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。
なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

① 平成２８・２９・３０年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し。
② テクラン社製自動形態別水銀測定装置もしくはそれと同等の機能を有する装置を有する者であることを証明する書類。
③ テクラン社製自動形態別水銀測定装置もしくはそれと同等の機能を有する装置を用いて大気中のガス状金属水銀及びガス状水銀化合物、並びに粒子状水銀を１年以上継続的にモニタリングした経験を有することが確認できる書類（契約書及び仕様書の写し)。

(担当者)
所属部署：
氏　　名：
TEL/FAX　：
E-mail　：

（別紙２）

環 境 省 入 札 心 得
（ 物品役務　最低価格落札方式 ）

１．趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

２．入札説明書等

（１）入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。

（２）入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（３）入札者は、入札後、（１）の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

３．入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

４．入札書の書式等

入札者は、様式１による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式１による入札書の提出を希望する場合は、様式３による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

５．入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

６．入札書の提出

（１）入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

（２）書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその

名称又は商号)、宛名（支出負担行為担当官　国立水俣病総合研究センター総務課長殿と記載）及び「平成３０年３月９日開札［平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務］の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を開札日時までに提出すること。

（３）電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

７．代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式４による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

８．代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

９．入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

①　競争に参加する資格を有しない者による入札

②　指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

③　委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札

④　書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

⑤　金額を訂正した入札

⑥　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑦　明らかに連合によると認められる入札

⑧　同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札

⑨　入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札

⑩　入札書の提出期限までに到着しない入札

⑪　別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札

⑫　その他入札に関する条件に違反した入札

10．入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

（１）開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。

（２）電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。

（３）入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類､身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

（４）入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

（５）入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

（６）開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が２者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が２者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

（１）落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から１０日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

（２）落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式１

入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

（復）代理人　　印

注）代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、（復）代理人の記名押印が必要。このとき、代表印は不要（委任状には必要）。

下記のとおり入札します。

記

１　入札件名：平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務

２　入札金額：金額　　円

３　契約条件：契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

４　誓約事項：暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

様式２

平成　年　月　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

電子入札案件の電子入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加をいたします。

記

入札件名：平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務

様式３

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

　下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

１　入札件名：平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務

２　電子調達システムでの参加ができない理由
（記入例）電子調達システムで参加する手続が完了していないため

様式４－①

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
（委任者）会　社　名
代表者氏名　　印

代理人住所
（受任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

当社　　を代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）

１　平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務の入札に関する一切の件

２　１の事項にかかる復代理人を選任すること。

様式４－②

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

代 理 人 住 所
（委任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

復代理人住所
（受任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

当社　　を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）

　平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務の入札に関する一切の件

様式５

入札辞退届

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立水俣病総合研究センター総務課長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

　平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務に係る入札を辞退します。

担当者連絡先 　部署名　： 　担当者名： 　ＴＥＬ　： 　ＦＡＸ　： 　E-mail　：

（別添１）

印
紙

契　　約　　書

支出負担行為担当官　国立水俣病総合研究センター総務課長　三宅　俊一（以下「甲」という。）は、＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）と「平成３０年度日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）
第１条　乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）
第２条　契約金額は金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）とする。
２　前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、契約金額に１０８分の８を乗じて得た額である。

（履行期間及び履行場所）
第３条　履行期間及び契約場所は次のとおりとする。
履行期間　平成３０年４月１日～平成３１年３月２９日
契約場所　国立水俣病総合研究センター
熊本県水俣市浜４０５８－１８

（契約保証金）
第４条　甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）
第５条　乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）
第６条　乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。
２　業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）
第７条　乙は、業務を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。
２　甲は、前項の通知を受けたときは、その日から１０日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

３　乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

（契約金額の支払い）

第８条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第９条　甲は、第８条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（仕様書等の変更）

第１０条　甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第１１条　天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

２　前項の規定により契約を解除するときは､第７条から９条までの規定に準じ精算する。

（契約の解除）

第１２条　甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一　乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二　乙が第５条、第１９条又は第２０条の規定に違反したとき。

三　乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四　履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

２　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法

律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
３　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
一　暴力的な要求行為
二　法的な責任を超えた不当な要求行為
三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
四　偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
五　その他前各号に準ずる行為

（再受任者等に関する契約解除）
第１３条　乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第１２条第２項及び第３項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金等）
第１４条　甲が第１２条又は前条第２項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
２　乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
一　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。
二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に

対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

３　乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第１５条　甲は、第１２条第２項、第３項又は第１３条第２項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１２条第２項、第３項又は第１３条第２項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第１６条　乙は、第１２条第２項及び第３項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第１７条　乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（かし担保）

第１８条　甲は、第７条の規定により引渡しを受けた後１年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

（秘密の保全）

第１９条　乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

（債権譲渡の禁止）
第２０条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（紛争又は疑義の解決方法）
第２１条　この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３０年　　月　　日

甲　　住　所　　熊本県水俣市浜４０５８－１８
　　氏　名　　支出負担行為担当官
　　国立水俣病総合研究センター
　　総務課長　三宅　俊一　　印

乙　　住　所
　　氏　名　　印

平成３０年度　日本国内における大気・降水中の水銀モニタリング調査業務
仕様書

１．業務の目的

環境中における水銀は生物濃縮性および残留性を有するため、長期にわたるヒトへの健康影響への関心が高まっている。また、同金属は高い揮発性を有するため、大気中を長距離移動し、放出源から遠い地域に拡散することから、地球規模での大気汚染が懸念されている。とりわけ、東アジア地域は人間活動による水銀放出量が多い地域であるが、大気中におけるモニタリングデータは極めて少なく、水銀の輸送および地表への沈着について充分に理解されていない。

そこで本業務では、国内外で大気中に放出された水銀がどのように輸送されて地表へと沈着するのかを明らかにすることを目的とする。そのためにアジア大陸由来物質の影響を強く受ける九州地方北部地域の都市部において、大気中におけるガス状金属水銀、ガス状水銀化合物（ガス状二価水銀またはガス状反応性水銀ともいう。）、粒子状水銀の濃度を連続的に観測する。また、九州地方及び日本中央部、東日本において降水中水銀のモニタリングも実施する。

２．業務の内容

本業務の目的を達成するため、国内外の水銀放出源の影響を受けやすい福岡市内 1 地点（海岸線からの距離が 10km 以内）において、大気中の水銀を形態別にモニタリングする。また、福岡市、平戸市、南あわじ市、御前崎市のそれぞれ１地点において降水中水銀モニタリングのための試料採取業務等と採取した降水試料中の総水銀の分析を行う。モニタリング地点については国立水俣病総合研究センター（以下、国水研）の担当官と協議の上、決定する。降水試料等の採取用機材はすべて国水研が提供する。また、業務の実施にあたっては、試料採取のみ外注することを妨げないものとする。その場合、事前に、国水研へ外部発注先に関する書類を提出することにより了承を得なければならない。

なお、業務実施にあたっては、大気中の化学成分分析を目的とした試料採取の経験を有し、当該設備機器または同等機種の操作に熟知し、正しく使用できる者を配置すること。

（１） 大気中水銀の形態別モニタリング業務

モニタリングデータの信頼性を確保するため、大気中水銀の形態別モニタリングには世界中で観測実績のあるテクラン社製の自動モニタリング装置（検出部ＭＯＤＥＬ２５３７Ａ、ＭＯＤＥＬ１１３０、ＭＯＤＥＬ１１３５）もしくはそれと同等の機能を有する装置を使用し、大気中のガス状金属水銀およびガス状水銀化合物、並びに粒子状水銀のすべてを３時間毎に自動でモニタリングする。大気中水銀の形態別モニタリング業務の調査期間は３００日間とする。ただし、連続観測時間が１８時間以上の場合を１日とする。調査期間中は１週間毎にデータ回収を行い、装置の正常動作確認およ

びフィルター交換等の作業を適宜実施する。また、年２回以上の頻度で装置の点検および調整を行い、必要に応じて部品交換等のメンテナンス作業を実施する。回収した生データはその都度、電子メール等により国水研担当者に報告するとともに、データを国水研担当者の指示に従って整理し、提供する。なお、故障等の何らかの原因により装置が停止し、モニタリングデータが取得できなかった場合には、国水研担当官と協議の上モニタリングの延長期間を決定する。

（２） 降水試料等の採取業務

原則として、毎週火曜日に以下の a.～c.の作業を実施する（試料採取地点及び業務日程を d.～e.に記載。）。採取業務にあたって、国水研から送付する降水試料等採取機材の受け取り、機材の確認を行う。また、採取業務終了後の採取した試料等を国水研へ返送する。機材の運搬に関わる費用はすべて業務請負業者が負担する（運搬物の大きさおよび返送先を f.に記載）。なお、火曜日に雨天もしくは雨天が予想される場合、並びに火曜日が祝日の場合は月曜日か水曜日に業務を実施してもよい。

a. 降水試料採取瓶等交換

b. 大気中水銀捕集フィルター内蔵ホルダーの交換。

c. 野帳（資料１）への作業時刻、ポンプ流量、周辺の状況等の記録。

d. 降水採取地点

福岡市　　：大気中水銀の形態別モニタリングと同一地点

平戸市　　：長崎県平戸市小手田免２７３番地　国水研大気水銀観測ステーション

南あわじ市：兵庫県南あわじ市福良丙９３６－３　うずの丘大鳴門橋記念館屋上

御前崎市　：静岡県御前崎市浜岡町佐倉字上ノ原４０７８－１

e. 試料採取業務日程は以下のとおり（但し、天候等の理由により変更が可能。その場合は国水研の担当官に事前に連絡すること。）。

平成 30 年 04 月　3 日（火）　10 日（火）　17 日（火）　24 日（火）

平成 30 年 05 月　1 日（火）　8 日（火）　15 日（火）　22 日（火）29 日（火）

平成 30 年 06 月　5 日（火）　12 日（火）　19 日（火）　26 日（火）

平成 30 年 07 月　3 日（火）　10 日（火）　17 日（火）　24 日（火）31 日（火）

平成 30 年 08 月　7 日（火）　14 日（火）　21 日（火）　28 日（火）

平成 30 年 09 月　4 日（火）　11 日（火）　18 日（火）　25 日（火）

平成 30 年 10 月　2 日（火）　9 日（火）　16 日（火）　23 日（火）　30 日（火）

平成 30 年 11 月　6 日（火）　13 日（火）　20 日（火）　27 日（火）

平成 30 年 12 月　4 日（火）　11 日（火）　18 日（火）　25 日（火）

平成 31 年 01 月　1 日（火）　15 日（火）　22 日（火）　29 日（火）

平成 31 年 02 月　5 日（火）　12 日（火）　19 日（火）　26 日（火）

平成 31 年 03 月　5 日（火）　12 日（火）　19 日（火）　26 日（火）

計 51 回（祝日１回）

f. 運搬物の大きさおよび返送先

・運搬物の大きさ：幅 250mm×奥行き 500mm×高さ 350mm

・運搬物の個数：１ヶ

・運搬物の内容物：5L テフロン瓶、ガラス製ロート、降水試料、野帳、
フィルターホルダー、テクラン装置用インパクタフリッツなど

・国水研への返送条件：割れ物指定、冷蔵、試料回収日の翌日午前中の日時指定にて送付すること。

・返送先：〒867-0008　熊本県水俣市浜 4058-18
国立水俣病総合研究センター　環境・疫学研究部環境化学研究室
丸本幸治

（３） 降水試料中の総水銀の分析業務

平成 30 年 4 月から平成 31 年 2 月までに（２）の業務により各地点で採取した降水試料中の総水銀の分析を行う。総水銀の分析は、米国環境保護庁が指定する公定法である EPA method 1631 revision E に準拠して行う。降水試料の前処理は国水研で実施し、前処理した試料は 100ml テフロンボトルに入れて月毎にまとめて請負業者に送付する。また、試料送付に係わる費用は請負業者が負担する。分析が完了したら、分析データを月毎に国水研担当者に報告し、試料が入っていた試料瓶は国水研に返却する。

３．業務実施期間

平成３０年４月１日から平成３１年３月２９日までとする。

４．成果物（印刷物（紙媒体）又は電子媒体（DVD－R 等）

紙媒体：報告書　２部（Ａ４版）

電子媒体①：１週間ごとの生データを収納した電子ファイルを電子メールにて報告する。なお、電子ファイルの形式は別添のとおりとする。

電子媒体②：業務実施期間中の全モニタリングデータを収納した電子媒体（CD-ROM 等）２式を提出する。

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所：国立水俣病総合研究センター環境・疫学研究部環境化学研究室

５．著作権等の扱い

（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。

（２）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行

使しないものとする。

（３）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

（４）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

（５）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

（６）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

６．情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

（１）請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

（２）請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

　また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

（３）請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

（４）請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

　また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

（５）請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf

７．その他

（１）請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、

あるいは本仕様書に記載のない細部については、国立水俣病総合研究センター担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

（別添）

１．報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 29 年 2 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 206 頁、表３参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 207 頁、表４参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Ａランク］のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は国立水俣病総合研究センター担当官と協議の上、基本方針
（http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html）を参考に適切な表示を行うこと。

２．電子データの仕様

（１）Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。

（２）使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章：Microsoft 社 Word（ファイル形式：Word 2007 以上）

・計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式：Excel 2007 以上）又は CSV ﾌｧｲﾙ形式

・画像：BMP 形式又は JPEG 形式

（３）（２）による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

（４）以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

（５）文字ポイント等、統一的な事項に関しては国立水俣病総合研究センター担当官の指示に従うこと。

３．その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。